



令和4年度版

学校教育における
指導の努力点

沖縄県教育委員会

目 次

「学校教育における指導の努力点」の体系	1
「学校教育における指導の努力点」の趣旨	2
学校教育における指導の努力点	3
○ 確かな学力の育成	4
○ 豊かな心の育成	4
○ 健やかな体の育成	5
努力事項のページで示している内容について	6
I 幼児教育における指導の努力事項	
1 幼児教育の基本の重視	7
ー 環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力 ー	8
2 生きる力の基礎を育む資質・能力	
ー 「幼児教育の終わりまでに育ててほしい姿」を考慮した指導 ー	9
3 全体的な計画の作成と評価・改善	
ー カリキュラム・マネジメントの実施 ー	10
4 園内研修の充実	
ー 振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 ー	11
5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	
ー スタートカリキュラムの推進に向けた保幼小の連携体制の構築 ー	12
6 子育ての支援体制の充実	
ー 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 ー	13
7 健康及び安全の確保	
ー 子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立 ー	14
II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項	15
1 教育課程の効果的な展開	
ー 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 ー	(小・中) 16
ー カリキュラム・マネジメントの充実を図り、資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のために ー	(高) 17
ー 生きる力を育み、よりよい社会を創る特色ある教育課程の編成及び実施 ー	(特) 18
2 学習指導の工夫・改善・充実	
ー 「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立 ー	(小・中) 19
ー 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ー	(高) 20
ー 「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導の充実 ー	(特) 21
3 道徳教育の充実	
ー 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む ー	(小・中) 22
ー 人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む ー	(高) 23
ー 自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む ー	(特) 24
4 総合的な学習の時間の充実	
ー 各学校において定める目標及び内容や探究的な学習の指導のポイント ー	(小・中) 25
総合的な探究の時間の充実	
ー 自己のキャリア形成の方向性と関連した横断的・総合的な探究活動の推進 ー	(高) 26

5 健やかな心と体を育む教育の充実	
ー 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 ー	(小・中) 27 (高) 28 (特) 29
6 生徒指導の充実	
ー キャリア形成に向けた生徒指導の充実 ー	(小・中) 30
ー キャリア形成につなげる生徒指導の充実 ー	(高) 31
ー 幼児児童生徒の障害特性に応じたキャリア形成に向けた生徒指導の充実 ー	(特) 32
7 キャリア教育の充実	
ー 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 ー	(小・中) 33
ー 生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実 ー	(高) 34
ー 小・中・高等部の一貫した進路指導と職業教育の推進 ー	(特) 35
8 特別活動の充実	
ー 多様な他者と協働し、課題の解決を通し、自己実現を目指す力の育成 ー	(小・中) 36
ー 様々な集団活動や体験的な活動を通して、生徒の人間形成を図る ー	(高) 37
ー 豊かな体験活動と望ましい集団生活を通して主体的・実践的な態度を育む ー	(特) 38
9 進路指導の充実	
ー キャリア教育を推進し、目的意識を高め、自らの進路を主体的に選択決定し、自己実現ができる生徒の育成 ー	(高) 39
10 中途退学対策の強化	
ー 存在感や自己実現の喜びを実感できる指導・支援の充実 ー	(高) 40
11 特別支援教育の充実	
ー 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 ー	(小・中) 41
ー 高等学校における障害のある生徒の学びの場の整備・連携強化 ー	(高) 42
12 自立活動の充実	
ー 心身の調和的発達の基盤を培い、自立を目指した主体的活動の推進 ー	(特) 43
13 校内教育支援の充実	
ー 子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実 ー	(幼小中特) 44
14 交流及び共同学習の推進	
ー 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成 ー	(幼小中高特) 45
15 食育の推進	
ー 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 ー	(小・中) 46 (高) 47 (特) 48
16 学校安全・防災教育の推進	
ー 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 ー	(小・中) 49
ー 生徒の危険回避能力の育成 ー	(高) 50
ー 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 ー	(特) 51
17 人権教育・平和教育の充実	
ー 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む ー	(小・中) 52
ー 生命の尊重と平和を希求する態度の育成 ー	(高) 53
ー 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む ー	(特) 54
18 国際理解教育・外国語教育の推進	
ー 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 ー	(小・中) 55
ー 国際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 ー	(高) 56 (特) 57
19 情報教育の充実	
ー 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 ー	(小・中) 58

－ 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 －	(高)	59
－ コンピュータ等の支援機器の活用 －	(特)	60
20 環境教育の充実		
－ 環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する能力、態度の育成 －	(小・中)	61
－ 環境問題解決の能力及び環境保全に参加する態度の育成 －	(高)	62
－ 身近な環境に目を向け、それを保護・改善していく意欲・態度の育成 －	(特)	63
21 へき地教育の充実		
－ 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学习の推進 －	(小・中)	64
22 総合学科の充実		
－ 自己の進路への自覚を深める学習の推進 －	(高)	65
23 職業教育の充実		
－ 社会を支え産業の発展を担う職業人の育成 －	(高)	66
24 定時制・通信制教育の充実		
－ 生徒一人一人の生きる力を育む定通教育 －	(高)	67
25 学校間連携の推進		
－ 「学びの自立」に向けた小学校教育から中学校教育への円滑な接続 －	(小・中)	68
－ 履修機会の拡大による教育の一層の弾力化 －	(高)	69
－ 学びの連続性を重視した対応 －	(特)	70
26 子供の貧困対策の推進		
－ 教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進 －	(小中高特)	71

Ⅲ 生涯学習振興課，文化財課		72
生涯学習振興課	73
文化財課	75

「学校教育における指導の努力点」の体系

【本県教育の目標】

【努力点】

【努力事項】

創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興

自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。

平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。

学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。

幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

【関連施策】

- 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画
- 沖縄県教育大綱
- 沖縄県教育振興基本計画
- 生涯学習・社会教育推進の努力点
- 学力向上推進 5 か年プラン・プロジェクト II

沖縄県教育振興基本計画

学校教育における指導の努力点

○ 確かな学力の育成

○ 豊かな心の育成

○ 健やかな体の育成

I 幼児教育

- 1 幼児教育の基本の重視
- 2 生きる力の基礎を育む資質・能力
- 3 全体的な計画の作成と評価・改善
- 4 園内研修の充実
- 5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- 6 子育ての支援体制の充実
- 7 健康及び安全の確保

II 小学校・中学校

- 1 教育課程の効果的な展開
- 2 学習指導の工夫・改善・充実
- 3 道徳教育の充実
- 4 総合的な学習の時間の充実
- 5 健やかな心と体を育む教育の充実
- 6 生徒指導の充実
- 7 キャリア教育の充実
- 8 特別活動の充実
- 11 特別支援教育の充実
- 15 食育の推進
- 16 学校安全・防災教育の推進
- 17 人権教育・平和教育の充実
- 18 国際理解教育・外国語教育の推進
- 19 情報教育の充実
- 20 環境教育の充実
- 21 へき地教育の充実
- 25 学校間連携の推進
- 26 子供の貧困対策の推進

III 高等学校

- 1 教育課程の効果的な展開
- 2 学習指導の工夫・改善・充実
- 3 道徳教育の推進
- 4 総合的な探究の時間の充実
- 5 健やかな心と体を育む教育の充実
- 6 生徒指導の充実
- 7 キャリア教育の充実
- 8 特別活動の充実
- 9 進路指導の充実
- 10 中途退学対策の強化
- 11 特別支援教育の充実
- 15 食育の推進
- 16 学校安全・防災教育の推進
- 17 人権教育・平和教育の充実
- 18 国際理解教育・外国語教育の推進
- 19 情報教育の充実
- 20 環境教育の充実
- 22 総合学科の充実
- 23 職業教育の充実
- 24 定時制・通信制教育の充実
- 25 学校間連携の推進
- 26 子供の貧困対策の推進

IV 特別支援学校

- 1 教育課程の効果的な展開
- 2 学習指導の工夫・改善・充実
- 3 道徳教育の充実
- 5 健やかな心と体を育む教育の充実
- 6 生徒指導の充実
- 7 キャリア教育の充実
- 8 特別活動の充実
- 12 自立活動の充実
- 13 校内教育支援の充実
- 14 交流及び共同学習の推進
- 15 食育の推進
- 16 学校安全・防災教育の推進
- 17 人権教育・平和教育の充実
- 18 国際理解教育・外国語教育の推進
- 19 情報教育の充実
- 20 環境教育の充実
- 25 学校間連携の推進
- 26 子供の貧困対策の推進

「学校教育における指導の努力点」の趣旨

1 趣 旨

本県学校教育の現状と課題に基づき、学校教育における実践上の指針としての3つの「努力点」及び具体策としての「努力事項」を、幼稚園等、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校の各校種ごとに示すことで、各学校における教育活動の改善・充実に資する。

2 各機関における取組

学校及び市町村教育委員会、県教育委員会においては、『学校教育における指導の努力点』を、本県教育行政における重点的な取組事項の指針としてとらえ、学校経営や各種事業に反映させる。

(1) 学校

- ① 各努力事項の内容について、全職員で共通理解を図るとともに、共通実践のために活用する。
- ② 各努力事項の内容を、教育課程編成の視点としてとらえ、学校経営計画等に反映させる。
※幼稚園等においては『幼稚園教育課程編成要領』、小・中学校においては『小学校・中学校教育課程編成要領』、高等学校においては『高等学校教育課程編成要領』、特別支援学校においては『特別支援学校教育課程編成要領』を併用すること。
- ③ 各学年・各教科等担当者及び校務担当者は、各努力事項の内容や学校の実態等を踏まえた教育活動を計画・実施する。
- ④ 各努力事項の内容や自校の実態（学校評価）等を踏まえ、年度の取組の成果と課題についてまとめる等、学校教育の充実に努める。

(2) 市町村教育委員会

- ① 学校教育の充実のため、校長会、教頭会、各種研修会で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各努力事項及び、各地域、各学校の実態等を踏まえ各種事業を展開する。
- ③ 教育研究所においては、各種講座及び長期研修において、各努力事項の内容を踏まえた研修、調査研究等を推進する。
- ④ 各努力事項の取組状況の把握と点検評価に努め、年度の取組の成果と課題についてまとめる。

(3) 県教育委員会

- ① 学校及び市町村教育委員会における教育活動の充実のため、担当指導主事連絡協議会、各種研修会等で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各努力事項の内容を教育施策に反映させ、研究指定校及び各種事業等を展開する。
- ③ 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各種研修、講座及び長期研修等において、各努力事項の内容等を踏まえた研修、研究等を推進する。
- ④ 各努力事項について、取組状況の把握と点検評価を行い、当該年度の成果と課題をまとめるとともに、次年度の「努力事項」の改善にいかす。

学校教育における指導の努力点

学校教育においては、子供たちの発達の段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力の育成及び主体的に学習へ取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな心、健やかな体の育成など、「生きる力」を育む学習活動を教育活動全体で充実させることが重要であり、自らの個性を生かし社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の基礎を培う必要がある。

このため、学校においては、各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実させるとともに、目的意識を高める指導方法等の改善・充実を図ることで、子供たちに、自己肯定感と向上心を育むなど、適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

県教育委員会及び各市町村教育委員会においては、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、各学校の実状に応じた適切な支援に努める必要がある。

そこで、学校教育における充実した教育活動のために、次の「努力点」を定め、学校の教育活動全体を通じてその達成に向けた取組を推進する。

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成

○ 確かな学力の育成

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要がある。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせ、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育む指導に努める必要がある。

その際、子供たちの発達の段階を考慮して、子供たちの言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、子供たちの学習習慣が確立できるような取組を推進する。

加えて、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む必要がある。

○ 豊かな心の育成

潤いと活力をもたらす沖繩らしい優しい社会の実現に向け、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要がある。

学校においては、道徳科を要として、教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うような道徳教育を推進する。

道徳教育や人権教育・平和教育を推進するに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、体験活動等を通して、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和な社会の形成者として、公共の精神を尊び、地域社会の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある県民の育成に努める必要がある。

また、本県は、わが国の南西端に位置し、亜熱帯海洋性気候で豊かな自然に恵まれており、特色ある歴史や文化が育まれてきた。この地理的・自然環境的特性や歴史、文化は、私たちの生活の舞台であるとともに、心の拠り所であり、将来に向けて継承・発展させる必要がある。

県民の生活や文化の向上を図るためには、子供たちが地域の自然を愛し、歴史や文化を大切にする心を育み、世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び関連遺産群」やユネスコ無形文化遺産である「組踊」「宮古島のパーントゥ」をはじめ、先人が築いてきた歴史や優れた文化に誇りを抱くようになることが必要である。

そして、自分が住んでいる地域の発展に貢献し、グローバルな視野で活躍する人材の育成に努める必要がある。

このため、学校においては、地域の自然や歴史、文化に係る地域素材を積極的に教材化し、体験活動や体験的な学習など、多様な活動の促進により、心の拠り所である地域への愛着心やそれらを基盤に他の文化を受容するなど、個性豊かで創造性に富んだ学習活動を推進する。

○ 健やかな体の育成

子供たちの健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子供の体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成が重要である。生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、家庭支援の視点に立った取組をすすめ、学校の教育活動全体で、基本的な生活習慣の確立に係る適切な指導の充実に努めながら、生命の尊重や健康・安全に対する意識、規則正しい生活、規範意識、礼儀作法等を確立させる必要がある。

健康に関する現代的課題に適切に対処するために、学校保健、学校安全及び学校給食を総合的にとらえ、体験的な学習の充実を図るなど、子供たちの心身の健康の保持増進に組織として一体的に、かつ意図的、計画的に取り組む必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基盤づくりや心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。そのなかで、子供たちが自ら課題を見つけ目標を設定し、自発的・自主的な活動を通して運動やスポーツが好きになり、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる学習指導の工夫・改善を図り、体力の向上並びに運動部活動の充実と適正化を図る取組を推進する。

加えて、子供たちの生徒指導に係る諸課題の解決に向けて、学校と家庭の連携を強化することは緊要であるため、家庭・地域社会、関係機関・団体においては、各々の役割を自覚するとともに、緊密な連携のもとに、社会全体で子供たちの基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進する。

努力事項のページで示している内容について

努力事項

校種

3 道徳教育の充実 (小・中)

— 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む —



児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

ここがポイント(取組の重点)

- 教科化により授業実践が進む→●授業改善が課題
- 組織的な取組の充実(年間計画等、授業づくり)

(1) 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ①校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- ②学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画(別業を含む)を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ③各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮すること。



(2) 指導内容の重点化を図る

- ①学校としての重点目標を明確にし、発達段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- ②小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ③各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1, 2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
 - 3, 4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
 - 5, 6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。



(3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ①学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実にも努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- ②道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

(4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ①教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ②家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ③地域と学校・家庭とを結びあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。



■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』 文部科学省 平成 29 年
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』 文部科学省 平成 29 年

持続可能な開発に向けて国際社会で取り組んでいるSDGsの17のゴールのうち、この努力事項に主に関連するゴールを1つ程度示しています。※下記参照

努力事項における取組のポイントを示しています

ここがポイント(取組の重点)

【表記の説明】

- 現状や成果
- 現在、課題となっている点
- ◇重点的に取り組みたい点

努力事項の推進にあたり、推進の柱を3~4本設定し、説明しています。また、特に意識してほしい事項(キーワード等)について、太字で示しています。

この努力事項における、最新(令和3年12月時点)の関連資料を掲載しています。

■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』



I 幼児教育における指導の努力事項

幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育は、学校教育法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に規定する目的と教育及び保育の目標を達成するため、子どもの生活経験がそれぞれ異なる状況を考慮して、子ども一人一人の特性や発達のプロセス、課題に応じた指導を行い、一人一人の資質・能力を育てていくことを基本とする。

幼児教育は、環境を通して行う教育であることを踏まえ、どの幼児教育施設においても子どもの健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるように、保育者は子どもとの信頼関係を築き、子どもが身近な環境に主体的に関われるようにしながら、共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めなければならない。

日々の教育活動において、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する際には、子どもが人やものに関わりがもてるようにしながら、その主体的な活動が確保されるようにする必要がある。

このため、幼児教育においては、次の努力事項の充実に努める。

なお、乳児期からの発達と学びの連続性の大切さを理解した上で、幼児教育とは3つの幼児教育施設に共通する3歳児以上の幼児教育の努力事項としている。

1 幼児教育の基本の重視

— 環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力 —

4 質の高い教育を
みんなに



幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。そこで、幼児教育においては環境の中に教育的価値を含ませながら、子どもが自ら興味、関心をもって、幼児期の教育における見方・考え方である身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤を経て環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育を行うこととする。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇ 人格形成の基礎
- ◇ 自己肯定感の育成
- ◇ 主体的・対話的で深い学び
- ◇ 幼児理解

(1) 幼児期にふさわしい生活の展開(自己肯定感の育成)

- ① 幼児期は、保育者との信頼関係に支えられて、自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていくことから、保育者に受け入れられ、見守られているという安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされる生活ができるように努める。
- ② 幼児期の生活は、興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる自発的な活動からなっていることから、主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わわせるように努める。
- ③ 幼児期には、友達と十分に関わる展開をすることで、集団への参加意識を高め、自律性を身に付け社会性が著しく発達させる生活ができるように努める。



(2) 遊びを通しての総合的な指導(主体的・対話的で深い学び)

- ① 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味や関わり方を発見するという学習であることから、自発的な活動としての遊びを通じた指導を中心とした生活の展開に努める。
- ② 遊びを展開する過程の中で、発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、主体性を大切にする指導を行うために、発達にとって必要な経験が得られる状況をつくるように努める。



(3) 一人一人の発達の特性に応じた指導(幼児理解)

- ① 子どもの発達の道筋は共通した過程を通るが、幼児一人一人の発達の特性(見方、考え方、感じ方、関わりなど)と課題を理解し、子どもらしさを損なわないように大切に指導する。
- ② 子どもの具体的な要求や行動の背後にある内面の動きを察知し、本当に求めていることは何かを推し量り、子どもが求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。
- ③ 保育者の目の前に現れる子どもの姿は保育者との関わりの下、現れてきている姿との基本姿勢をもち、子ども一人一人に応じたより適切な関わりができるように努める。



■ 関連資料 ■

- | | | |
|--------------------------|-----------------|---------|
| ◎ 『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『保育所保育指針解説』 | 厚生労働省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 平成 30 年 |

2 生きる力の基礎を育む資質・能力

— 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導 —

4 質の高い教育を
みんなに



幼児教育においては、**幼児期の生活全体を通して、生きる力の基礎を培う**ために、環境を通して行う教育及び保育において、資質・能力を育むことが大切である。

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい5領域のねらい及び内容に基づく活動を通して資質・能力が育まれている具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されており、保育者は子どもが遊びの中で発達していく姿として念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくりたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められている。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇生きる力の基礎
- ◇3つの資質・能力
- ◇5つの領域
- ◇10の育ってほしい姿

(1) 幼児期において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は、自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要である。

- ① 「**知識及び技能の基礎**」は、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりするように育むこと。
- ② 「**思考力・判断力・表現力等の基礎**」は、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするように育むこと。
- ③ 「**学びに向かう力、人間性等**」は、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとするように育むこと。



資質・能力は個別に取り出して身に付けさせるものではなく、**5つの領域である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」**のねらい、内容を、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要である。



(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ自発的な活動としての遊びを通して、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、一人一人の発達の特性に合った方向を意識して、

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
 - ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
 - ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
 - ⑩豊かな感性と表現
- の姿をそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。また、幼小合同研修会などにおいて、子どもの姿を共有することが大切である。



■関連資料■

- | | | |
|-------------------------|-----------------|-------|
| ◎『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『保育所保育指針解説』 | 厚生労働省 | 平成30年 |
| ◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 平成30年 |

3 全体的な計画の作成と評価・改善

—カリキュラム・マネジメントの実施—

4 質の高い教育を
みんなに



幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けて、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、子どもの心身の発達と幼児教育施設、家庭及び地域の実態に即応し、5つの領域のねらいを相互に関連させ「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を考慮した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成する必要がある。また、全体的な計画の実施状況の評価と改善、実施に必要な人的又は物的な体制の確保と改善を図る、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を図っていくことが大切である。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇共通理解と協力体制
- ◇PDCAサイクル
- ◇自己評価
- ◇学校関係者評価

(1) 全体的な計画の作成

全体的な計画の作成は、長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように、目標、ねらい、内容、目指す子どもの姿など、園(所)や家庭、地域の実態に即し、全職員の話し合いの上で共通理解と協力体制の下に創意工夫して園(所)長の責任において作成する。

(2) 指導計画の作成と充実を図る

指導計画は、全体的な計画を具体化したものであり、長期的見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの長期の指導計画と、それを関連させて具体的な子どもの生活に即して作成する週や日の指導計画等の両方を考え作成する。

- ① 子どもの発達に即して一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように作成し、環境との関わりを通して望ましい発達を遂げられるように努める。
- ② ねらい及び内容は、幼児期の生活における子どもの発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化を考慮して、興味や関心、発達の実情などに応じて設定する。
- ③ ねらいを達成するために適切なものとなるように環境を構成し、子どもが主体的にその環境に関わるように様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるように努める。
- ④ 具体的な活動は、生活の中で変化するものであることに留意し、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をする。



(3) 評価・改善を図るカリキュラム・マネジメントの実施

子どもの姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ作成し、実施してきた全体的な計画を評価するPDCAサイクルを確立し、幼児教育の質の向上に向けて改善を図っていく、**カリキュラム・マネジメントを実施**するように努める。なお、**自己評価・学校関係者評価等の実施・公表、評価結果の報告**を行う。

■関連資料■

- ◎『幼稚園教育課程編成のために』 沖縄県教育委員会 平成30年
- ◎『保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』 沖縄県子ども生活福祉部 平成31年
- ◎『幼稚園教育要領解説』 文部科学省 平成30年
- ◎『保育所保育指針解説』 厚生労働省 平成30年
- ◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成30年

4 園内研修の充実

— 振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 —

4 質の高い教育を
みんなに



幼児期にふさわしい教育を行う際に必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることである。そのために、指導の過程を振り返りながら一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。このため、幼児教育施設においては、全体で学ぼうという意識のもと研修体制を確立するとともに、保育者の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼されるよう研修の推進を図ることが重要である。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇振り返り時間の確保
- ◇同僚性
- ◇学び続ける姿

(1) 研修体制の充実を図る(同僚性による振り返る時間の確保)

- ① 園長は、計画的、組織的な研修体制を確立することに努め、保育者全員の発言機会を設けるなどの学ぼうという意欲の醸成に努める。
- ② 各種研修会等の内容を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化するよう努める。
- ③ 幼児理解による指導の充実のために、全職員での情報共有や意見交換のための**振り返る時間を確保し、同僚性による協力体制を築き、子ども一人一人の適切な援助に努める。**
- ④ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼児教育施設との合同研修等を行う。



(2) 実践的な研修の充実を図る(学び続ける姿)

- ① 保育実践において、幼児を理解するためには、保育者のかかわり方に目を向け、記録やエピソード、写真をもとに教師間で日常的な振り返りに努める。
- ② 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、研修による正しい理解と必要な支援について学び指導の改善に努める。
- ③ 実践事例研究や保育実践記録(ドキュメンテーション、エピソード記録等)を活用するなど、効果的な研修となるように工夫する。
- ④ 指導主事や幼児教育アドバイザーを招聘した研究保育等を行い、教師の資質向上に努める。



(3) 幼児理解に基づいた評価の実施

- ① 評価の実施にあたっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、指導の改善に努める。
- ② 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、評価内容を次年度または小学校に適切に引き継ぎ連携を図るようにする。

■ 関連資料 ■

- ◎ 『幼稚園教育課程編成のために』 沖縄県教育委員会 平成 30 年
- ◎ 『保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』 沖縄県子ども生活福祉部 平成 31 年
- ◎ 『幼稚園教育要領解説』 文部科学省 平成 30 年
- ◎ 『保育所保育指針解説』 厚生労働省 平成 30 年
- ◎ 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成 30 年

5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

— スタートカリキュラムの推進に向けた保幼小の連携体制の構築 —

4 質の高い教育を
みんなに



幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼児教育施設と小学校が連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を共有することが必要である。

小学校学習指導要領解説では、幼児期の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための**スタートカリキュラム**を編成し、**幼児教育との円滑な接続**が求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下、「**発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続**」を行うことを目的に「**沖縄型幼児教育**」を推進してきたその良さを活かし、小学校と全ての幼児教育施設との連携の充実を図ることが重要である。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇保幼小の連携体制
- ◇スタートカリキュラムの編成
- ◇関係機関の連携

(1) スタートカリキュラムの編成による小学校教育との円滑な接続

- ① 幼児期の教育及び保育が小学校生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うように努める。
- ② 小学校教育への円滑な接続が図られるように、入学当初において合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の工夫、めざす子どもの姿の設定を行う**スタートカリキュラム**の編成に関わり、**子どもが安心して小学校での生活をスタートすることができるように連携**する。
- ③ 幼児教育施設の教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取り組みを推進する。



(2) 小学校との連携体制の推進を図る

- ① 発達段階に応じた教育及び保育を共通理解し、幼時期から児童期への発達の連続性を確保するために、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」について**小学校教員と共有**する。
- ② 小学校との連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会において小学校教員との意見交換や、幼児・児童の交流活動等を通して小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- ③ 幼児教育施設を経て小学校へ入学することから、各市町村においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携、幼小接続アドバイザー配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが重要である。



■ 関連資料 ■

- | | | |
|--|-----------------|------------|
| ◎ 『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『保育所保育指針解説』 | 厚生労働省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『沖縄型幼児教育推進事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成 28～30 年 |
| ◎ 『学びの基礎力育成事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成 25～27 年 |
| ◎ 『黄金っ子応援プラン(第 2 期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)』 | 沖縄県 | 令和 2 年 3 月 |

6 子育て支援体制の充実

— 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 —



子どもが健康・安全で豊かな生活をしていくためには、**家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培う**ことが大切である。

このため、幼児教育施設の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮することや、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進めるなど、関係機関と連携しながら地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし積極的に子育て支援をしていく必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇家庭との連携
- ◇関係機関との連携
- ◇地域との連携



(1) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- ① 保護者に対する子育ての支援は、**子どもの利益を最優先して行う**ものとし、各地域の家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め相互の信頼関係を基本に、保護者自らが選択決定していくことを支援する。
- ② 保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など様々な機会をとらえて行う。
- ③ 保護者及び子育てに関する知識や技術など、保育者の専門性や日々子どもが通う施設であることから、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように努める。
- ④ 施設の機能や保育者の専門性を生かし、地域の関係機関等との連携及び協働を図り体制構築に努める。
- ⑤ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には市町村や関係機関との連絡及び協力を図りながら保護者に対する個別の支援に努める。また、個別の教育支援計画の活用等により、就学先の学校に丁寧を引き継ぎを行うよう努める。さらに、園内特別支援委員会を設置して、コーディネーターを指名し、特別支援教育の体制の充実に努める。
- ⑥ 外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の場合には、個別の支援に努める。

(2) 地域の実態に応じた子育て支援の充実に図る

- ① 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、**地域の人材を積極的に活用**する。
- ② 保護者や地域の人々も利用できる場を提供し、地域の実態に応じて子育て講座や相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。
- ③ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、**地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わらせ方を工夫**するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。



■関連資料■

- ◎『幼稚園教育要領解説』文部科学省 平成30年 ◎『保育所保育指針解説』厚生労働省 平成30年
- ◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成30年
- ◎『幼稚園教育課程編成のために』 沖縄県教育委員会 平成30年
- ◎『保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』 沖縄県子ども生活福祉部 平成31年
- ◎『黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)』 沖縄県 令和2年
- ◎『障害のある子供の教育支援の手引き』 文部科学省 令和3年

7 健康及び安全の確保

— 子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立 —



子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子ども健康の保持及び増進並びに安全の確保に努めることが大切である。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが求められている。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇全保育者での把握と対応
- ◇保護者への協力
- ◇関係機関との連携

(1) 健康支援

全ての保育者が子どもの健康状態の発育及び発達の状態の把握、健康の保持及び増進、感染症や疾病の発生予防に努め、発生や疑いがある場合には学校医、市町村、保健所等に連絡し指示に従うとともに、保護者へ予防の協力を求める。施設では、疾病等に備え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し対応できるように努める。アレルギー疾患を有する子どもに関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

傷害が認められた場合には、保護者に連絡し、学校医と相談し適切な対応を図る。不適切な養育の兆候が見られる場合には、躊躇せず関係機関と連携し適切な対応を行う。



(2) 食育の推進

食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の基礎を培うために、生活や遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しみ合うような成長をさせ、食事の提供を含む食育の計画を指導計画に位置付け、評価及び改善に努める。また、自然の恵みとしての食材や、食の循環・環境への意識、調理人への感謝の気持ちが育つように配慮する。さらに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組を進め、体調不良、食物アレルギー、障害があるなど、一人一人の心身の状態等に応じ、学校医等の指示や協力の下に適切な対応を行う。



(3) 環境及び衛生管理並びに安全管理

施設内外の設備、用具等の衛生管理や子ども及び全職員が清潔を保つよう環境の維持に努める。

子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の危険箇所の点検や訓練など不測の事態に備えるなど、事故防止及び安全対策として、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う。

事故防止の取組では、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ対策を講じる。



(4) 災害への備え

火災等の発生に備え、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、備品、遊具等の配置、保管について定期的に安全点検を行い、日頃から安全環境の整備に努める。

災害発生時の対応の具体的内容及び手順、役割分担、避難訓練計画等の事項を全体的な計画に盛り込み定期的に避難訓練を実施する。

災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡し方法について確認すること。避難訓練については、市町村の支援の下に、地域の関係機関や保護者との連携を図り、協力が得られるよう努める。

